

入札公告

給与システム入力データ変換業務（データエントリー業務）委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月3日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び予定件数 給与システム入力データ変換業務（データエントリー業務）委託
- | | |
|--------------|---------|
| ア 一般データエントリー | 30,000件 |
| イ 債権者登録 | 600件 |
| ウ 前職情報 | 1,000件 |
- (2) 委託の内容等 契約書（案）及び委託業務仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県庁本庁舎2階人事課（福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般データ（1バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。）及び日本語データ（1バイト文字と2バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。）の平均文字数をそれぞれ72文字及び80文字として、一日当たり、一般データを3,000件以上又は日本語データを1,000件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する場合、午後2時に2,000件の入力帳票を受け取り、翌日の午前9時までに成果品を納入することができる処理能力を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月17日(火) 午後5時15分まで
- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁本庁舎2階人事課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
電話 024-521-7071
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年3月17日(火)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県総務部ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年3月3日(火)～令和8年3月17日(火)

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月24日(火)午後1時30分から

イ 場所 福島県本庁舎2階 総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

ウ 入札書は、直接提出するものとする。郵送、電話、ファックス、電子メールその他の方法による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

上記2の「入札に参加する者に必要な資格」のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法 入札書には、1の(1)のアからウまでの項目ごとにそれぞれ1件ごとの単価及び当該単価に予定件数を乗じて得た額を記載すること。ただし、当該単価は納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価にその月の実績件数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 1の(1)のアからウまでの項目ごとの入札単価のそれぞれが予定単価の制限の範囲内である者であって、1の(1)のアからウまでの項目ごとの入札単価に当該項目の予定件数を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県総務部人事課

電話番号 024-521-7071

ファクシミリ 024-521-7909

電子メール personnel_affairs@pref.fukushima.lg.jp